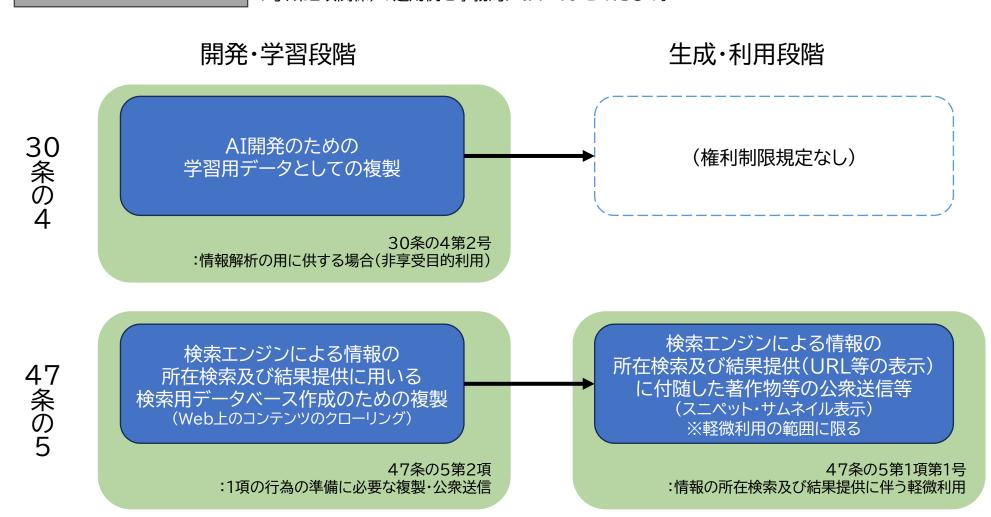
既に示している適用例

以下は、「基本的な考え方」等で示している法30条の4(第2号関係)及び法第47条の5(第1項第1号、第2項関係)の適用例を事務局においてまとめたもの。



## 法30条の4と法47条の5の適用例について

生成AIの場合

以下は生成AIに関して、法30条の4(第2号関係)及び法第47条の5(第1項第1号、第2項関係) の適用が考えられる例を事務局においてまとめたもの。

